

奈良市結婚支援事業委託業務仕様書

1 目的

結婚を希望する者への結婚活動（以下「婚活」という。）支援として、性格診断ツール等を活用した自己理解や相性の良い相手の傾向等の把握を手助けするとともに、自己の魅力をアピールするスキルアップセミナーを開催する。また、多様な出会いや交流の機会を創出するメタバース（インターネット上の仮想空間）婚活イベントを実施することで、結婚についての機運の醸成を図る。

2 業務概要

結婚を希望する独身男女に寄り添い、自分磨きや自分自身を見つめ直すきっかけづくりや出会いの場を提供するため、次のとおり、参加者の多様なニーズに応じたセミナーやイベントを開催すること。

(1) スキルアップセミナーの企画・実施運営

受講者への「性格診断ツール（※）」の提供及び診断結果による恋愛・婚活相談等のアドバイスを含むものとする。

※20～30 程度の設問に回答し、個性や恋愛傾向、相性のいいタイプなどを客観的に判断でき、かつ一定の信頼度を有する診断ツールを使用するものとする。

(2) メタバース婚活イベントの企画・実施運営

婚活のアドバイザーによるイベント前後の参加者フォローを含むものとする。

3 契約期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日（月）

（※別紙 スケジュール（予定）での事業実施について、協議のうえ決定するものとする。）

4 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書並びに関係する法令、政省令、規則、細則、通知、通達及び条例等を遵守しなければならない。

5 個人情報の保護及び秘密の保持

受注者は、委託業務の処理上知り得た個人情報及びその他一切の秘密を他人に漏らしたり本業務の処理以外の目的に使用したりしてはならない。

6 打合せ等

(1) 受注者は、本市担当者と緊密な連絡を取り、十分な打合せを行い業務を遂行するものとし、担当者が指示した事項についてはその指示に従わなくてはならない。

(2) 打合せは、対面だけでなくオンラインの環境でも可とする。

7 資料の貸与

本市で所有している資料等で本業務に利用できるものは受注者に貸与する。なお、貸与された資料等については、業務完了後は速やかに返還するとともに本市担当者の確認を受けるものとする。

る。

8 著作物の使用等

- (1) 受注者は、業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとする時は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、受注者は、当該契約等の内容について事前に本市の承諾を得るものとする。
- (2) 業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた時は、当該紛争の原因が本市の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理するものとする。この場合、本市は当該紛争等の事実を知った時は受注者に通知し、受注者は、必要な範囲で訴訟上の防衛を本市のために講じなければならない。

9 成果品の検査等及び著作権等の帰属

- (1) 受注者は、下記「10. 業務内容」で示す業務の内容に基づき、本仕様書で成果品として指定された提出物一式を納品し、本市の成果品検査を受けること。
- (2) 本市の成果品検査合格をもって業務の完了とする。なお、本市の成果品検査において修正を指示した箇所については、直ちに訂正すること。
- (3) 業務完了後において、受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに成果品の訂正を行わなければならない。
- (4) 受注者は、成果品を他人に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た時はこの限りではない。
- (5) 業務の実施に当たって生じた著作権等のすべての権利（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む）は本市に帰属するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないこと。

10 業務内容

各事業は次の概要に沿って企画・実施運営すること。

(1) スキルアップセミナーの企画・実施運営

ア 内容 現実及びメタバース空間におけるマナーや身だしなみ等の魅力アップや、コミュニケーションをはじめとするパートナーシップの構築や強化につながるセミナーを開催し、イベント実施に係るディレクション、当日の受付・進行を実施すること。また、参加者に対し、恋愛診断ツールの結果を踏まえた恋愛・婚活相談等を実施すること。

イ 対象者 奈良市在住・在学・在勤もしくは将来的に奈良市への移住を検討している 18 歳以上の独身男女を対象とする。

ウ 募集人数 1 回につき 50 人程度

エ 実施回数 2 回のオンラインセミナーを実施すること。

（1 回あたり 60 分から 90 分程度かつ、各回の録画データについては、個人情報等に留意し、講師又は参加者が映っている場合は、本市の事業等で利用することについて同意を得たうえで、発注者に提供するものとする。なお、本データについては、欠席者等へのフォロー及び少子化対策関連事業の周知

広報用を原則として二次利用を行うことがあるが、その使用にあたっては、その用途等について事前に協議を行うこととする。）

オ 実施時期 令和6年8月から令和7年3月までの期間において、協議のうえ決定。

(2) メタバース婚活イベントの企画・実施運営

ア 内容 出会いの場の創出・提供を行うためにメタバース空間を活用した婚活イベントを開催し、イベント実施に係るディレクション、当日の受付・進行を実施すること。

また、契約期間中においては、参加者に対する下記の支援について適宜個別に行うこと。

- ・イベント前の教育支援（参加に必要な PC 上の手続き及び動作確認など）
- ・イベント後の行動アドバイスなど恋愛、婚活に係る相談対応
- ・イベント後の個別のアバターデート及び対面デートへのナビゲート
- ・その他、必要な支援については、協議のうえ決定することとする。

なお、参加者からの相談等に基づき、イベントから一定期間経過後（1～3カ月後程度）のカップリング率の推移について発注者に適宜情報共有すること。

イ 対象者 奈良市在住・在学・在勤もしくは将来的に奈良市への移住を検討している18歳以上の独身男女を対象とする。

なお、上述のスキルアップセミナー参加者を積極的に参加させること。

ウ 募集人数 1回につき20～30人程度（可能な限り性別に偏りがない募集とすること。）

エ 実施回数 2回のオンラインイベントを実施すること。（1回あたり4時間程度）

オ 実施時期 令和6年8月から令和7年3月までの期間において、協議のうえ決定。

【共通事項】

①企画・集客について

参加者の募集及び開催告知等について広く周知されるよう、発注者と十分協議・連携した上で、周知用チラシの制作（企画・構成・作成）を行うとともに、積極的な広報活動を行い、参加者の募集・申込受付を行い、募集定員の確保に努めること。応募者多数の場合は、発注者と協議のうえ抽選を行うこと。

②受付・連絡・相談業務等について

参加申込・各種問合せについて、連絡先（電話・メールその他の方法）を定め、参加者の事前・事後の相談対応について、可能な限り柔軟に対応すること。

③事業の効果検証について

参加者の婚活に対する意識調査、各事業に対する満足度調査を行うためのアンケートの作成、集計、分析を行い、その考察結果を報告すること。

④参加費及び委託対象経費について

婚活イベントの実施にあたっては、参加者から参加費（上限1,500円）を徴収してもよいこととする。なお、参加料を充当する経費は委託料に含めないものとし、業務報告書において内訳を示すこと。

スキルアップセミナー、婚活イベントの開催にあたっての参加者一人当たりコストの上限

は、事業ごとに原則1万円(税別)とする。ただし、このコストには事業実施に係る広報費は含まない。また、参加料を徴収する場合は、事業の実施に実質要した経費から参加料を控除した額が所要額となる。

講師謝礼については原則1人1日あたり10万円以内(税別)とすること。

⑤完了報告書について

業務完了後の業務報告書には次の内容を盛り込むこと。

- ・業務の概要(企画内容、手法など)
- ・業務実施結果(取組ごとに、実施回数、実施時期、参加者数のほか、要した経費について、委託料部分は対象外経費が含まれていないよう記載し、参加料を徴収する場合の充当経費の内訳を示すこと。)
- ・業務において作成したチラシデータ等
- ・その他関係資料

1 1 成果品

- (1) 業務完了報告書(任意様式)及び添付書類
- (2) 事業の実施状況が確認できる写真等(紙媒体・電子データ)
- (3) 各事業のアンケート集計・分析結果
- (4) イベント実施後のカップリング率及び一定期間経過後の推移に係るデータ

1 2 成果品の帰属等

- (1) この契約の履行によって生ずる成果品は発注者に帰属するものとする。
- (2) 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

1 3 その他の留意点

- (1) いわゆるサクラ(偽物の参加者)や既婚者が参加するなど、事業本来の趣旨を損なうことのないよう、厳正な運営を行うこと。
- (2) 婚活イベント開催時には、原則、公的証明書により参加者の本人確認及び独身であることの確認を行うこと。
- (3) 「男性は結婚して一人前である」、「女性は早く結婚しなさい」などの言動に表れる性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがないように注意すること。
- (4) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。
- (5) 結婚を希望する人が必ずしも支援を必要としているとは限らず、誰からどのような内容の支援を受けたいかについては様々であることに留意すること。また、結婚につながる活動に対する支援を受けることが苦痛であると捉える人もいることに留意すること。
- (6) 「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎むこと。
- (7) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される項目は、本仕様書に記載のない事項であっても本業務の範囲とする。疑義が生じた場合は、本市と協議するものとする。

別紙 結婚支援事業 スケジュール（予定）

スケジュールイメージ

業務内容	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月												
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30										
セミナー (診断ツール含む)										①												②																		
婚活イベント													①	事後フォロー（アバター・対面デートヘナビ）																										
																						②	事後フォロー（アバター・対面デートヘナビ）																	